

ほほえみ保育園 三山木園 運営規程（小規模保育事業用）

（事業所の名称等）

第1条 株式会社 Life youth が設置する小規模保育事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ほほえみ保育園 三山木園
- (2) 所在地 京都府京田辺市三山木中央6丁目4-4 1階

（小規模保育事業の類型）

第2条 ほほえみ保育園 三山木園（以下「当園」という。）は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」第3章第2節に規定する小規模保育事業A型の基準に基づき運営を行う。

（施設の目的及び運営方針）

第3条 当園は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「児童福祉法」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（利用定員）

第4条 当園の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 13人
- (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 6人

（提供する保育等の内容）

第5条 当園は、保育所保育指針に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育（法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。以下同じ。）
支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。
- (2) 時間外保育（18：00～19：00）
やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第8条に規定する時間の範囲内において、法第59条第2号に規定する時間外保育を提供する。
- (3) 食事の提供
当園にて自園提供を行う。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤専従)

管理者は、職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 保育士 6名以上(常勤換算後)

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(保育を提供する日)

第7条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日を除く。

(保育を提供する時間)

第8条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時半から16時半までの範囲内で、支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時半まで及び16時半から19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第9条 当園の特定地域型保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を行った市町村が定める利用者負担金(保育料)を当園に支払うものとする。

2 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由等により保育を提供し、法定代理受領を受けないときは、当該保護者から特定地域型保育費用基準額(「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣省令第39号)第43条第2項に規定する特定地域型保育費用基準額をいう。)の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定地域型保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、前二項の支払を受けるほか、保育の提供における便宜に要する費用のうち、**別表**に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第10条 当園は、市町村から特定地域型保育の実施について要請を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じるものとする。

(1) 利用要請があった3号認定子どもの数及び当園を現に利用している園児の総数が、利用定員の総数を上回る場合

(2) 当園の現員からは利用申込に応じきれない場合

(3) 当園の設備基準からは利用申込に応じきれない場合

(4) その他児童の受入れに当たり自ら適切な特定地域型保育を提供することが困難な場合

2 当園は、特定地域型保育の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込を行った支給認定保護者に対し、当該運営規程の概要、職員の勤務体制その他事業者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得るものとする。

(利用の終了に関する事項)

第11条 当園は、以下の場合には特定地域型保育の提供を終了するものとする。

(1) 園児が法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上の小学校就学前子ども。以下「2号認定子ども」という。）となったとき（ただし、2号認定子どもとなった年度の3月31日までは保育を提供する。）

(2) 支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(連携施設)

第12条 当園は、特定地域型保育を適正に実施し、かつ継続的に提供できるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保するものとする。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な相談、助言その他の保育の内容に関する支援

(2) 代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。）の提供

(3) 当園における特定地域型保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入

(緊急時における対応方法)

第13条 当園の職員は、保育の提供時に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、市町村及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第15条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第16条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第50条において準用する同第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

別表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分，実費分）

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
保育材料費 教材 に係る費用	・ スモック ・ 連絡ノート ・ カラー帽子 ・ 自由画帳 ・ シール帳 ・ のり ・ クレパス ・ 保育料袋 ・ 粘土セット ・ シール ・ おたよりファイル ・ 絵本	実際に要した経費（実費）
保険料	全国私立保育園連盟 傷害保険	年間 3600 円
教材費	製作等に要する教材費用	年間 1500 円
食育費	食育活動に要する費用	年間 1200 円
行事費	行事に要する費用	年間 1500 円
寝具に係る費用	布団リース代	月額 1700 円
遠足に係る費用	公共交通機関（地下鉄，バス等） その他移動手段に要する経費 公共施設に係る経費等	実際に要した経費（実費）

2 時間外保育に係る利用者負担金

延長保育料

1 回当たり 30 分 500 円

ただし、以下の金額が月額負担上限になります。

閉園後に限り、30 分 1,000 円（上限なし）

[標準利用料（月額）]

1 カ月	30 分	3000 円
	60 分	6000 円

※当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収書を交付する。